



2020年7月9日

各位

会社名 アズワン株式会社
代表者名 代表取締役社長 井内 卓嗣
(コード番号 7476 東証第1部)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 西川 圭介
(TEL. 06 - 6447 - 1210)

**株式給付信託（取締役向け）及び株式給付型E S O P信託の制度継続並びに
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2017年度より導入しております「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型E S O P信託」（以下、合せて「本制度」と総称し、本制度のため設定済みである信託を「本信託」という）の継続及びこれに伴い第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2017年5月12日公表の「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2017年7月31日公表の「株式給付型E S O P信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）及び社員を対象に、当社の業績及び株価と取締役の報酬及び社員の処遇との連動性を高め、中長期的な視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2017年度より本制度を導入しております。当社は、本制度を2020年度以降も継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、当社が定める株式給付規程に従って、毎期の業績達成度等に応じた当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「対象財産」という）を、本信託を通じて給付する制度です。

2. 本制度の継続の概要について

本制度の当初対象期間（2018年3月末日で終了する年度から2020年3月末日で終了する年度までの3事業年度）が満了したため、本制度にかかる制度対象期間を、2021年3月末日で終了する年度から2025年3月末日で終了する年度までの5事業年度延長するとともに、株式の取得資金等を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしま

す。

本制度継続後の信託契約の概要

①名称	株式給付信託（取締役向け）	株式給付型E S O P信託
②委託者	当社	
③受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行(※)と特定包括信託契約を締結します。	
④受益者	対象取締役のうち、受益者要件を満たす者	社員のうち、受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社と利害関係のない第三者	当社内の社員より選定
⑥信託契約締結日	2017年8月16日	
⑦信託の期間	2017年8月16日から信託が終了するまで	
⑧追加信託日	2020年7月30日	
⑨追加信託金	91,040,000円	364,160,000円
⑩株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得	

※日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付けでJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

3. 本自己株式処分について

(1) 処分の概要

①処分期日	2020年7月30日
②処分する株式の種類及び数	当社普通株式40,000株 (うち株式給付信託(取締役向け)8,000株、株式給付型E S O P信託32,000株)
③処分価額	1株につき11,380円
④処分総額	455,200,000円
⑤処分予定先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
⑥その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、2017年度より、取締役の報酬及び社員のインセンティブと当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として本制度を導入しています。

本自己株式処分は、本制度の継続のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、取締役株式給付規程及び社員株式給付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、2020年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.19%（小数点以下第3位を四捨五入。2020年3月31日現在の総議決権総数186,387個に対する割合0.21%）となります。当社としましては、本自己株式処分による希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

（3）処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という）の直前営業日である2020年7月8日の東京証券取引所における当社株式の終値である11,380円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すもので、合理的であると判断したためです。

当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日（2020年7月8日）の直近1カ月間（2020年6月9日～2020年7月8日）の終値平均である11,545円（円未満切捨て）からの乖離率は1.43%、直近3カ月間（2020年4月9日～2020年7月8日）の終値平均である10,861円（円未満切捨て）からの乖離率は4.78%、直近6カ月間（2020年1月9日～2020年7月8日）の終値平均である9,980円（円未満切捨て）からの乖離率は14.03%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（3名とも社外監査役）全員が、割当先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

（4）企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上